

売土地

市有地(山林)を売り払います

市では、市内に所在する山林を一般競争入札により売り払います。

物件番号 1			
所在地	大字千崎字三河内 10226 番 1 の一部		
登記地目	山林		
登記簿面積	15,532㎡	※うち売買対象面積 6,336.62㎡	
予定価格	3,833,000 円	入札実施日 12月20日(金) 13:30	

◎入札場所 市役所第2別館2階会議室2(入札室)

◎申込期限・方法 12月11日(水)までに農林水産課に備付けの申込書に記入し提出
※物件情報および申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。

◎入札条件・売買対象面積

- 本物件は、分筆および登記手続き等を要する条件付き一般競争入札となります。
- 対象物件(登記簿面積 15,532㎡)を市が指定する座標で分筆した 6,336.62㎡(図 No.1 および No.2)が売買対象です。

関・田農林水産課 (☎ 82-1152)



償却資産(固定資産税)の申告

会社や個人事業主が、その事業のために用いる資産(土地・家屋を除く)を償却資産といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、申告が義務付けられています。

◎対象

構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具・備品、建物附属設備等の事業用資産

◎申告方法 税務課に備付けの申告書に記入し提出(郵送、WEB申請でも可)

※過去に増減申告をし、償却資産課税台帳に登録されている人には、12月中に申告書を郵送します。

※WEB申請を利用する場合は、eLTAX(地方税ポータルシステム)のホームページから申告してください。



◎提出先 税務課、山陽総合事務所

◎提出期限 令和7年1月31日(金)

太陽光発電設備の申告

■対象資産

太陽光パネル、接続ユニット、架台、電力量計等

次の①か②に該当すると、償却資産として申告する必要があります。

①法人や個人が事業用として設置した場合

②個人が住宅等に設置した発電設備で、発電出力が10kw以上である場合

※全量・余剰売電の契約の種類に関わらず、申告が必要です。

関税務課 (☎ 82-1127)